

トピックス - 2012 年 4 月 26 日

IATA は 2012 年 1 月 1 日発刊の IATA 危険物規則書 (IATA Dangerous Goods Regulations) 第 53 版の内容改訂のために 2012 年 4 月 26 日に第一回追加・資料 (Addendum) を発表しました。皆様のお役に立てるよう、追加資料の英文全文をトピックスとして掲載してあります。なお、例外規定の新設・変更を除き、規則の変更部分は下に和訳を挿入してあります。追加資料は本年 1 月 1 日に遡って発効になりますので、くれぐれもご注意ください。

追加資料は全部で 19 ページあり、下記のような内容になっています。

- ※ 新しい政府例外規定: ブラジル、クロアチア、オマーン
- ※ 政府例外規定の変更: カナダ、オランダ、ルーマニア、シンガポール、スリランカ
- ※ 新しい運航者例外規定: Air Caraibes; Air India; Lic GloBus; JSC Siberia Airlines; Srilankan Airlines.
- ※ 運航者例外規定の変更: Caribbean Airlines; China Airlines; Cathay Pacific; DHL Air Limited; Ethihad Airways; Indian Airlines; TAM Airlines (旧 TAM Linhas Aereas); Hong Kong Dragon Airlines (Drangonair); Air Hong Kong; Mongolian Airlines; Qatar Airways; TAMPA Cargo; European air Transport Leipzig GmbH - DHL; Royal Jordanian; United Airlines.

第 2 章 (Section 2)

旅客の手荷物関係 - 車椅子 (Page 15, 16, 17) - 和訳は下に掲げてあります。

第 4 章

Calcium hypochlorite の ERG コードの改訂 (Page 18) - 簡単な説明が下にあります。

第 7 章

7.1.4.1 のオーバーパックのマーキングの項のうち、少量危険物を密閉型のオーバーパックに収納した場合は、ダイヤモンドにアルファベットの [Y] の文字入りの少量危険物マークをオーバーパック上にも書くこと (Page 18) - 和訳は下に掲げてあります。

付録 D.1 と D. 2

監督官庁に若干の変更 (Pages 18 - 19)

付録 E. 2

国連容器の試験所に若干の変更 (Page 19)

以 上

第2章と第7章の和訳は下記のとおりです。変更箇所は朱色にし、かつ、下線を引いてあります。

第2章

Page 20/21 の 2.3.2.2 から 2.3.2.4 を下記のとおり変更します。

2.3.2.2 防漏型バッテリーを装備した車椅子/歩行補助装置もしくは特別規定 A123 を満たすバッテリーを装備したもの (Wheelchairs/Mobility Aids with Non-spillable Wet Batteries or with Batteries which Comply with Special Provision A123)

身体障害、病気、高齢もしくは短期の歩行障害(例えば、足の骨折)のある乗客が使用するバッテリー作動の車椅子もしくは他の類似の歩行補助装置で防漏型のバッテリーが装着されているもの、もしくは特別規定 A123 の条件を満たすバッテリーが装着されているもの。

- (a) 防漏型のバッテリーは特別規定 A67 を遵守するか、包装基準 PI 872 の振動と圧力差試験を満たしていなければならない。
- (b) 運航者は下記を確認しなければならない。
 - (1) バッテリー端末はショートしないように、例えば、バッテリー・ケースに収納するとかして、保護されていなければならない。
 - (2) バッテリーは車椅子もしくは歩行補助装置にシッカリと装着されていなければならない。(9.3.16.4 および図 9.3.H 参照)。
 - (3) 電気回路は絶縁されていなければならない。
- (c) 車椅子や歩行補助装置は手荷物、郵便物、鞋用品や貨物の荷動きにより損傷を受けないように保護されて輸送されなければならない。
- (d) 車椅子や他の類似な歩行補助装置が使用者によりバッテリー(複数)を取り外せるような構造(例えば、折り畳み式)に特別に設計されていれば:
 - (1) バッテリーは取り外さなくてはならない。バッテリーを取り外した車椅子や歩行補助装置は規制を受けることなく預託手荷物として輸送できる。
 - (2) 取り外されたバッテリー(複数)は強固で頑丈な容器に収納しなければならない。貨物室へ搭載しなければならない。
 - (3) バッテリー(複数)は短絡しないように保護されていなければならない。
 - (4) 梱包されたバッテリーの搭載位置を機長に知らせなければならない。
- (e) 乗客は運航者(複数)と事前の手配をすることを勧告する。

2.3.2.3 非防漏型バッテリーを装備した車椅子/歩行補助装置(Wheelchairs/Mobility Aids with Spillable Batteries)

運航者例外規定: AR-04, AV-05, E8-05, JK-05, MA-03, OS-02, OU-03, PR-02, SV-10, TY-05

2.3.2.3.1 身体障害、病気、高齢もしくは短期の歩行障害(例えば、足の骨折)のある乗客が使用するバッテリー作動の車椅子もしくは他の類似の歩行補助装置で非防漏型のバッテリーが装着されているもの。

- (a) 車椅子もしくは歩行補助装置が常に直立の状態状態で搭載、積み込み、固縛、ならびに取り卸しが出来るのであれば、バッテリーは車椅子に装着されたままの状態でも差し支えない。運航者は下記を確認しなければならない。
- (1) バッテリー端末はショートしないように、例えば、バッテリー・ケースに収納するとかして、保護されていなければならない。
 - (2) バッテリーは車椅子もしくは歩行補助装置にしっかりと固定されていなければならない。(9.3.16.4 および図 9.3.H 参照)。
 - (3) 電気回路は絶縁されていなければならない。
 - (4) 車椅子や歩行補助装置は手荷物、郵便物や貨物の荷動きにより損傷を受けないように保護されて輸送されなければならない。
- (b) もし車椅子もしくは歩行補助装置が常に直立の状態状態で搭載、積み込み、固縛ならびに取り卸しが出来ない場合は、バッテリーは車椅子もしくは歩行補助装置から取り外し、車椅子もしくは歩行補助装置は規制を受けずに預託手荷物として搬送できる。
- (c) 取り外したバッテリーは丈夫で、強固で頑丈な容器に下記に従って搬送されなければならない。
- (1) 容器は防漏型でなければならない。バッテリー液に対して反応しないもので、転倒しないようスキッドなどに固縛、保護し、もしくは、(貨物もしくは手荷物で動きを止めるような方法でなく)貨物室の床面に固縛ストラップ、ブラケット、もしくはホルダーなど適応する固縛方法を用いてしっかりと固縛しなければならない。
 - (2) バッテリーはショートしないように保護され、容器の中で垂直に維持され、すべての液状の内容物を吸収するに足る適合する吸収材で囲まれているなければならない。
 - (3) これらの容器には“BATTERY, WET, WITH WHEELCHAIR”もしくは“BATTERY, WET, WITH MOBILITY AID”のマーキングがなされ、“Corrosive”の危険性ラベル(図 7.3.U 参照)と“天地無用ラベル”(図 7.4.E および 7.4.F 参照)が貼付されていなければならない。

2.3.2.3.2 機長にバッテリーを装着してある車椅子もしくは歩行補助装置の搭載位置、もしくは容器に収納されたバッテリーの搭載位置を知らせなければならない。乗客は事前に個々の運航者と手配をしていることが望ましい。また、非防漏型のバッテリーについては、可能なかぎり、漏れに強い通気キャップを装着することが望ましい。(9.3.16.4 と図 9.3.H を参照のこと)

2.3.2.4 リチウム・バッテリーを装備した車椅子 / 歩行補助装置 (Wheelchairs/Mobility Aids with Lithium-Batteries)

身体障害、病気、高齢もしくは短期の歩行障害(例えば、足の骨折)のある乗客が使用するリチウム・イオン・バッテリー作動の車椅子もしくは他の類似の歩行補助装置は

下記の要件を満たしていなければならない。

- (a) バッテリーは UN Manual of Tests and Criteria, Part III, section 38.3 の個々の試験を満たすタイプのものでなければならない；
- (b) 運航者は下記を確認しなければならない。
 - (1) バッテリー端末はショートしないよう(例えば、バッテリー・ケースなどに収納して)保護されていなければならない
 - (2) 車椅子もしくは歩行補助装置にシッカリと固定されていなければならない。(9.3.16.4 および図 9.3.H 参照)。
 - (3) 電気回路は絶縁されていなければならない。
- (c) 歩行補助装置は手荷物、郵便物または貨物の動きによって損害を受けないように保護されて輸送されなければならない。
- (d) 車椅子や他の類似な歩行補助装置が使用者によりバッテリー(複数)を取り外せるような構造(例えば、折り畳み式)に特別に設計されていれば:
 - (1) バッテリーは取り外さなくてはならない。バッテリーを取り外した車椅子や歩行補助装置は規制を受けることなく預託手荷物として輸送できる。
 - (2) バッテリー(複数)は端子を絶縁して(例えば、端子を絶縁テープで覆う)短絡しないように保護されていなければならない。
 - (3) 取り外されたバッテリー(複数)は損傷から保護するため、個々のバッテリーを保護パウチに入れなければならない。バッテリー(複数)は客室に搭載しなければならない。
 - (4) 装置からバッテリーを取り外し際は、メーカーもしくは所有者の指示に従い作業をしなければならない。
 - (5) バッテリーは 300Wh を超えていてはならない。
 - (6) スペアのバッテリーは 1 個 300Wh を超えないものか、もしくは 160Wh を超えないものを 2 個まで輸送することが出来る。
- (e) バッテリーの装着されている歩行補助装置の搭載位置、もしくは、バッテリーが取り外されている場合は、取り外されたリチウム電池の客室内の搭載位置を機長に知らせなければならない。
- (f) 乗客は運航者(複数)と事前の手配をすることを勧告する。

第 4 章

表 4.2.A 危険物リストの訂正

UN 3485, UN 3486, UN 3487 の Calcium hypochlorite 各種の ERG Code を 5L から 5C に訂正変更

第7章

Page 593 - 7.1.4.1 を下記のように訂正変更してください。

DGR 7.1.4 オーバーパックのマーキング (Markings for Overpacks)

7.1.4.1 オーバーパックの中に収納されている全ての危険物のマーキングがすべて鮮明に目視出来なければ、オーバーパックの外表面に下記をマーキングしなければならない。

- “OVERPACK”という文言
- 7.1.5.1(a)[PSN 及び UN/ID ナンバー]、(b)[荷送人と荷受人の氏名・住所]、(e) から (i) [危険物に基づくマーキング] で要求されている必要なマーキング
- 7.1.5.4[回収容器のマーキング]で要求されているマーキング
- 7.1.6.1[矢印マーク]、7.1.6.2[取扱マーク]、7.1.6.3[環境汚染物マーク]で要求されているマーキング
- オーバーパックの中に収納されている輸送物の特別な取扱指示に関するマーキング

容器の国連包装規格マーキングはオーバーパックの外表面に再現してはならない。“OVERPACK”という文言が表示されていれば、オーバーパックの中に収容されている包装物は規定の規格を満たしているという意味である。もしオーバーパックの中に少量危険物 (Limited Quantity) の容器が収納されているとき、図 7.1.A に示されている少量危険物のマークが外部から目視できなければ、少量危険物のマークをオーバーパックの外表面に再度表示しなければならない。放射性物質を収容しているオーバーパックについては DGR 10.7.1.4 を参照すること。

以下、7.1.4 に変更はありません。